

高知県森林審議会議事録

1. 日 時

平成27年12月11日（金） 13:30～15:30

2. 会 場

高知共済会館 COMMUNITY SQUARE 3階「藤」

3. 出席者

(1) 審議会委員

アウテンボーガルト千賀子	森林インストラクター
大山 誠一郎	四国森林管理局長
岡本 巧	土佐林業クラブ 副会長
小川 康夫	(社)高知県木材協会 会長
片岡 桂子	森林ボランティア
上治 堂司	(一社)高知県山林協会 会長理事
川田 勲	高知大学名誉教授
宗崎 光世	林材業労働災害防止協会高知県支部 事務局長
堀 洋子	建築士会女性部会幹事
松本 美香	高知大学自然科学系農学部門講師
山崎 行雄	森林組合連合会 理事

(2) 高 知 県

大野 靖紀	林業振興・環境部長
高橋 隆	林業振興・環境部副部長（総括）
山根 則彦	林業振興・環境部副部長
上岡 啓二	林業環境政策課長
塚本 愛子	森づくり推進課長

櫻井 祥一	木材増産推進課長
安岡 泰平	治山林道課長
山崎 和利	木材産業課長
岩原 暢之	森づくり推進課 課長補佐
工藤 俊哉	森づくり推進課 チーフ（森林計画担当）
山崎 洋	治山林道課 チーフ（林地保全担当）

4. 会 議

（司 会）

審議会委員12名の内11名の出席を得て、本会議が成立している旨を報告。

委員紹介、県職員紹介。

なお、議長は高知県森林審議会規則第3条第3項に基づき会長が務める旨を説明。

[議 事]

川田会長が議長となる。

－議長挨拶－

皆さん、こんにちは。只今ご推薦いただきました川田です。議長を務めさせていただきたいと思います。どうか、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

一言だけご挨拶を申し上げたいと思います。昨日、国交省の四国地方整備局で、四国県境を対象といたしました広域地方計画の有識者会議という会がございまして、私は森林林業の分野で選ばれておりまして行っておりました。その計画の中で木材需要をいかにやっていくかというようなお話と、それから圏域連携、中国地方圏域と四国地方圏域との連携において、CLT をベースとした岡山と高知の連携等がその計画の中で報告がなされております。高知県が積極的に取り組んでいる一つの方向をこういった広域地方計画の中に入れていただくということでけっこうなことだという話を私自身した訳でありますけれども、森林資源がどんどん成熟していくという前提で地域の活性化の為に、川下対策が積極的に行われていると。確実に木材需要というのは増えていると。増えてくるという状況の中で、

この川上の森林の生産、そして需要をどう結び付けていくのかというのが非常に大きな課題になってきておまして、先ほど、部長からもお話がありましたように、60万㎡の生産力に、今達しようとしているというような状況で高知県の生産力は上がっているんだと。これから県の担当課から説明をしていただきますけれども、木材産業課、木材利用推進課、という形で、木材分野の方向に県の行政もかなり力をいれているという姿が読み取れる訳であります。ただ、問題はなかなか、こういった木材需要が確実に伸びるという状況の中で生産がそれに対応出来るのかどうかということが、第三者の視点から見ても非常に心配な訳です。

山村から人口が減少していく中で、担い手がだんだん少なくなってしまう、労働者がいなくなっていくという中で、林業学校も開校して取り組んでおりますけれども、絶対的に将来的な人口が減っていくという中で、どういうふうにこの森林・林業領域に人材を確保するかというのが大きな行政的な課題でもありますし、業界にとっても業界自身が生き延びていく為の課題でもある訳です。どこの分野が崩れても全体が崩れてしまうという危険性を孕んでおりますので、やはり川下がいくら力んでも、川上が十分対応出来なければ全体の構造が崩れてしまうという危険性を伴っております。そういう中で、やはりこういった森林審議会といいますか、全国森林計画に基づく地域森林計画は、やはりある程度こういう行政的に実行を担保した政策であって欲しいと思うんです。そういう計画に基づいて行政が業界等に指導していき、そして牽引していくと。そういう姿勢も必要かと思えます。

今日は変更事項の審議ということですので、審議そのものでどうこうはないと思えますけれども、ある一定の審議の目処がついた段階で、委員の皆様方のそれぞれの立場から疑問なりご意見等ございましたらお受けいたしまして。せっかく県の行政の執行部の皆様方がおいでいただいている訳ですので、この場を借りて日頃思っている点につきましてご意見等を出していただければというふうに思っております。実りある審議になりますように皆様方のご協力をお願いしたいと思います。どうかよろしく願います。

それでは、早速ではございますが、只今から議事に入りたいと思います。なお、本審議会は「審議会等の会議の公開に関する指針」によりまして公開となっております。議事録につきましても、後日、ホームページの掲載により公開させていただくということになっ

ておりますのでよろしくお願いいたします。

－議事録署名委員選出－ （宗崎委員、山崎委員）

－森林保全部会委員選任－ （内田委員、上治委員、川田委員、松本委員、山崎委員）

－森林保全部会長選任－ （上治委員）

－諮問文朗読（森づくり推進課長）－

－議事の説明（森林計画担当チーフ）－

- （１）安芸地域森林計画の変更について（案）
- （２）高知地域森林計画の変更について（案）
- （３）嶺北仁淀地域森林計画の変更について（案）
- （４）四万十川地域森林計画の変更について（案）

（森林計画担当チーフ）

最後になりますが、ここで来年度策定されます「全国森林計画」について、補足説明をさせていただきます。

先ほど説明させていただきました「森林計画制度の体系図」にありましたように、森林・林業基本計画に基づき作成される全国森林計画の計画量は、地域森林計画の計画量と整合性を図る必要があります。現在、林野庁では、森林・林業基本計画の変更作業を進めており、来年度には、それに即して全国森林計画の策定が行われる予定です。

そのため、来年度は本県においても全国森林計画に基づく国からの伐採や造林にかかる割り当て量を受け、４つの計画区全てを新たに樹立する必要があります。

前のスライドをご覧ください。これは「平成２５年度に策定された全国森林計画の割り当て量（１５年間分）」を示したものです。本県に割り当てられた国からの伐採立木材積と造林面積の指示量です。下の表は、その１５年間の指示量を単年度に換算したものと平成２６年度の実績を掲載したものです。

主伐や間伐の材積は、立木材積であるため素材生産量を歩留りや間伐率等を勘案し割り戻した数値です。全国森林計画では、森林・林業基本計画を受け、木材自給率50パーセントを目標に森林資源量等をベースに各都道府県への指示量を算定しており、その割り当て量は高い数値となっています。

森林計画制度は森林の整備及び保全の目標を定め、その目標を実現するために必要な各事業量を定めていますことから、来年度は全国森林計画が新たに策定された後、実りある地域森林計画の樹立を進めてまいりますのでよろしく申し上げます。

以上で、説明を終わります。

(議長)

只今、事務局のほうから地域森林計画の変更、全国森林計画、あるいは地域森林計画の内容につきまして、委員の皆様方の中でも、必ずしも十分ご存じでない方もいらっしゃるかと思いますので、地域森林計画等の制度につきましてご説明いただきました。その後、各4地域の変更内容につきまして、森林面積と林道等につきましてご説明をいただいた訳でありますけれども。

今回の、変更につきまして、何かご質問なりご意見等はございますでしょうか。何でも結構です。

例えば香南市に自衛隊が出来たことによって面積が減ったとかというのが現実にある訳です。減った面積がそのまま、それがいわゆる自衛隊の面積なのかということも私は興味がありますけれども。こういった面積の変更等につきまして、官行造林が終了したということもありまして、これが民有林の森林所有者のほうへ帰ってくるというようなことで変更を。大体こういった官行造林の終わりといったこととか、あるいはそういった各地で行われております開発事業に伴う森林面積の変更というのが、この面積の変更ということの柱になるかと思っております。何かそういった開発等に関わって面積変更があった件につきまして、あるいは林道等の変更につきましてご質問がありましたら。

(堀委員)

全体の増減のことに関してですが、この数字に直接ではないんですけど、ここで太陽

光発電等がぼつぼつ出てきているんですが、その時に山の環境等も考慮して開発許可を当然出されていると思うのですが、その点のことで分かる方がいらしたら聞かせていただけますか。

(治山林道課長)

治山林道課長の安岡です。

林地開発を担当しておりまして、委員からお話のごさいました通り、1ヘクタールを超える森林の開発をする場合は知事の権限によりまして許可が必要ということで、森林法の規定がされております。その中で、そういった許可案件が申請されますと、災害の防止とか、利害関係者の理解を得るとか、そういった要件を満たしたものについて許可をしております。ただ、事前の十分な説明というのがなかなか不足している部分がございます。近年いろいろと問題も生じております。そういったことで、今のほうではソーラーパネルの設置事業について、指針といいますか、ガイドラインの検討を始めたところでございますので、そういったものを通じて、地域への事前の説明とか、そういったことが十分されるよう、今後は対応していくようになるろうかと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

(堀委員)

ありがとうございました。よく分かりました。その時に、一番大切なことは山の環境と災害の防止だと思うのですが、その点も重々、検討していただきたいと思っております。以上です。

(議長)

ありがとうございました。他に何かご質問等ございますでしょうか。

(松本委員)

ちょっと気になることで、本筋から外れたら申し訳ございません。先ほどの最後の説明の中で、国のほうからノルマの形というか、資源量が下りてくるということなんですけれども、そのノルマというものがちょっと達成率が低そうなんですけれども、こちらのほう

と、県の産業振興計画との関係はどうなっているのでしょうか。産業振興計画というのがノルマに影響を受けているのか、それとも、そうじゃなくもっと下のほうから積み上げてやられているのかっていうのがちょっとお聞きしたいと思います。

(森づくり推進課長)

産業振興計画と、全国森林計画から下りてくる目標数量との関係でございますが、パーポイントの資料の12ページに書かれているように、国からの割当量は前期・中期・後期と分かれておりますが、15年間の計画量となっておりますので、産業振興計画の生産量は、内数としてこの計画量に含まれるという考え方です。国からの15年間の割当量の配分につきましては、県の裁量で実情にあわせて割り振っていくことになっており、この地域森林計画の伐採量を算出しております。産業振興計画につきましては現状等を鑑みた形で伐採量を算出しています。ですから、全く関係ないという関係ではございませんが、産業振興計画の数量とこの地域森林計画等の数量が、必ずしも一致していません。

(松本委員)

ありがとうございます。産業振興計画のほう現場に即した関係っていうのが、たぶん活動を考えるときに一番大事なこと、乖離していないということが大事なことだと思うので、そこが確認出来て良かったです。

(議長)

他に何かございますでしょうか。

答申の前に、皆様のほうからいろいろご意見等をいただいて、答申にしたいと思っておりますので、是非この場でご意見をいただければと思います。それぞれの立場で日頃思っていることもあろうかと思っております。基本的に今の森林面積の変更自体については特別意見もないと思っておりますので、むしろ、もっと行政に対する考え方とか業界の立場からご意見をいただくという場にしながら、審議をいただければと思います。

先ほどの報告で、来年度に全国森林計画の見直しが行われてくると。そうしますと、それに基づいて高知県に、伐採・間伐・造林に対する割り当てが下りてくるということで、

地域森林計画の数値を作成する過程で、問題は主伐のほうは何とか比較的現実に近い訳ですけど、間伐の数値がものすごく高い数値が割り当てられている感じで、また次も高い割当て数値が出てくるんじゃないかという気はするんですけどその辺の見通しはどうでしょうか。それに対する対応の問題もございます。

(大野 林業振興・環境部長)

担当が説明する際に、全国の森林計画の数値をどのように決めているのかというお話をいたしましたけれども、林野庁のほうで立てております木材の自給率を50パーセントにしようという大きな目標に対して、必要となる素材の生産量を15年間分算定すると、現状は3割そこそこの状況の中で2倍の木材の増産をしなければいけないというかなり大きな数値を目標として掲げておりますので、いわゆる県の産業振興計画のように実力ベースから精一杯背伸びしてどこまで届くかということではなくて、あるべき姿を中長期的にみて目標として定めているというふうなところで少し数字的に難しいのかなと。その掲げ方はどうなのかっていうことに関しては、いろいろ考え方はあろうかと思えます。やはりあるべき姿をしっかり示して、こういう方向に持っていく為に何をしなければいけないかということを考えていく。そういう中長期の計画で全国森林計画というのは成り立っているんだらうと思っていますし、それに非常に近い地域もあれば、それからずいぶん離れた地域もあるということで、皆さんがそれを指針として、本来これくらいの数字であるべき姿なんですよということ認識いただくという意味では、そういう形もあるのではないかなと。県としてもそれに近づくように努力をしたいと考えています。

(議 長)

ちょっと私のほうが単純に試算をしたんですけれども、2007年か2008年のデータを全国の素材生産量というものをベースにして、木材需要がどうなっていくかにもよるんですけれども、そういう基準で需要が維持されるのだとすれば、将来国産材が50パーセント以上になるということになりますと、現在の1千9百万 m^3 の生産量に対してさらに2千万 m^3 くらいアップしないと50パーセントに達しないということになります。ですから2020年に50パーセント達成という全国目標に達成する為には少なくとも2千万 m^3

の増産が必要になります。これが、需要量がどんどん減ってくれば50パーセントを達する上では絶対量が減りますので、そういうようなことを考えますとなかなかこれは大変な数字を設定しているなという感じはする訳なんです。だけど、実態は木質バイオマスなんかを考えますと、平成29年くらいにはほとんどの計画が実行に移されるという状況になります。これが、林野庁も計算しているものも含めて、いわゆる未利用材由来でやっぱり8百万m³くらい。それからその他の木質由来でいきますと1千万m³を超すということになっておりますので、需要量が1千万m³に増えるという状況が木質バイオマスに出てきている訳です。

いずれにしても川下のほうがどんどん増えていく中で、川上がどういうふうに対応していくのかという問題は森林計画なり、全国森林計画の中でも作っていかないといけないだろうと思いますし。それが各県に下ろされてくる可能性がありますので、これはもう大変な問題という気がするんです。この7月に、全国の素材生産業者のアンケート調査を林野庁がやっています、その中で一番の問題はやはり労働力が確保出来ない。素材業者の言い分からすると、山は今の時代はいくらでも確保出来るというようにイメージを持っていらっしゃるんです。また、採算の合う山が確保出来るかということになりますと、例えば林道に大型トラックが入るとか入らないとか、そういうような基盤が十分出来ているかどうか前提になりますけれども、森林所有者自身は森林に対する執着心が非常になくなっているというような中で手放す山は結構あるような気がします。伐ろうという山は結構ある気はするので、いかにそれを生産に結び付けていくのか。また、森林所有者に地代を出来るだけどれだけ補償するのかというようなことが非常に大きな課題になってくるんじゃないかなという気がします。

今そのことを感じたんですけど。岡本さん、現場で実際にやられて大変だと思いますけどいかがですか。

(岡本委員)

間伐がm³に換算されていますよね。ヘクタールどれくらいの間伐を根拠としているのか、天然更新というのは伐りっぱなしでそのまま後は雑木を生やすのか、そこを教えてください。

(森づくり推進課長)

間伐につきましては、高知県の実績は、補助金ベースの面積実績を基に、収穫表の該当する林齢の材積を積み上げて算出しています。この時のヘクタール当たりの材積は、搬出と切り捨てを合わせて、大体100m³から120m³となっています。全国森林計画の算定方法につきましては、指示量が提示されますが、算出根拠につきましては、前回の全国森林計画策定時におきましても、公表はされておられません。

人工林と天然更新とそれぞれございますが、大体この数字を見ていただいたらと思えますけども1/3が人工林、2/3が天然更新になっています。再造林を行う計画につきましては確実に更新をして。ただ、広葉樹につきましては萌芽更新で更新をしていくことにしています。天然更新の面積につきましては、皆伐された面積から再造林地の面積を除いた数量につきまして、天然更新されるであろう面積を計上しています。

(岡本委員)

天然更新は、ある場所を伐った後の天然更新という意味ですか。ある場所を今それほど伐っているのでしょうか。高知県で。

(大野 林業振興・環境部長)

委員がお尋ねのことについては、まず全国の森林計画のこのボリュームをどうやって算定しているかということによろしいんですね。それについては、手元に細かい積算のものがございませんので、後日、委員の皆様にご覧いただくという計算で成り立っているということはお伝えしたいと思います。それから天然更新に関してでございますけれども、これも、広葉樹も一定パルプ需要に合わせて伐ると。一方で、その針葉樹の更新されない部分、あるいは更新困難地。それから、例えば高知県の場合は、かつて造林が非常に行われていた時代は山の上まで拡大造林という形でやっておりましたけれども、これから先の経済性を考えましたときに、それを一律に再造林するのは必ずしも良いことではないだろうということで、造林の指針の中で適地を見極めて再造林をするようにとしていますので、そういうところについては計画減という形で削除する。結果的にそれが天然更新に繋がるというよ

うなことも含んでございます。

(堀委員)

参考にお聞かせいただきたいんですけど、今、高知おおとよ製材等かなりの量の間伐をして製品化していると思うんですけど、その製品化の中に私たちが関わっている住宅関連の建築用材ですよね、それがどのくらいいわゆる市場へ出ているのか。それと、バイオマス等に使われているのがどのくらいのパーセンテージなのか。

要は、これから先明るいという話をお聞きしたんですけど、住宅関連でいうとやっぱりなかなか経済が、高知県の場合は所得の少ない方が多くて住宅を建てられる人っていうのがかなり限られてきています。そういう意味から言って、実際山で伐った木を有効に利用されているのかどうか、我々のほうもちょっと分からないし。将来的には CLT とかいう話がありますけど。要するに市場で消費されているのかという現状をお聞きしたいのですが。

(大野 林業振興・環境部長)

高知おおとよ製材は、二交代で回しますと10万m³くらい原木を生産していきます。この10万m³を大豊の工場へ持って行く為に、山では山で伐った木の7割くらいを搬出すると、使えない部分3割くらいは山に残す訳ですけど。10万m³を製材しますと、約4割強の製品が出てきます。これが、いわゆる堀さん方がお使いになる柱であるとか梁であるとか、こういったものになりますが、それらは市場に流通して参ります。残りの6割がおが屑であったり、チップ状にしたものであったり、皮であったり、そういったものになります。チップについては製紙場、おが屑については地域の畜産農家の方。同時に、場合によっては、皮と一緒に自社工場の中で、発電と、乾燥用の熱として燃料として使われますので、持ち込まれた木材というのは100パーセント利用されているということになってございます。

(堀委員)

出てきた4割の建築用材ですが、現状どのくらい市場に出ているのか。売れ行きですね。

(大野 林業振興・環境部長)

基本的に、会社ですので全量を売る訳ですけれども、時々由市況によって在庫が何ヶ月か溜まったり、その在庫をはかしながら調整します。要するに、どんどん在庫が溜まっていく訳でもありませんし、あったりなかったりしながらですね。長い目で見ると、生産されたものは全部市場に流れていくということです。

(堀委員)

ありがとうございます。よく分かりました。

(小川委員)

川下の立場からお話ししたいと思います。まず今日の計画については県のほうが適正な事由によって、森林面積が各計画区で増減したということと、また林道の延長が伸びた短くなった。あるいは計画そのものを取りやめたということについては適正な事由があれば、私としては何も申し上げることはない訳で計画通りで結構だということで、変更通りで結構だということでございます。先ほど、委員の皆さんのほうから、将来の素材の伐採量・供給量ということについてご意見が議長を含めてある訳ですけれど。大きな要因として、川下のほうから、これから変わるであろう条件として、TPPの妥結による木製品の関税の引き下げという事態が起こる訳ですね。11月7日に急遽、自民党が農林部会の委員の先生が、全国7ヶ所に手分けして現地の人たちからヒアリングをするということで高知にも参りまして、大豊町で林業について話を聞いたということでございます。それを元にTPPが、発動された関税が、初年度だいたい1/2、現在の木製品6パーセント～10パーセントの関税が半分になると。1年経ったら半分になって、ずっとそれが15年間いって、16年目からゼロになるというのが現在決まったことでして。そういう中で特にカナダ、あるいはマレーシアから製材品・合板が大量に現在でも入ってきています。これが、関税が半分になることよって当然値段が安く入れられる訳ですから、セーフガードという防護壁があるにしても相当量入ってくると。そしたら、現在の政府の2020年の50パーセントの自給率に上げるということが絵に描いた餅に終わることになると。しわ寄せはどこ

へ行くかという、山へ行く。山へ行けば、伐っても採算が取れないから出せないということになるという訳です。それに対して、本年度補正予算を組むかどうかは分かりませんが、政府としては補正予算を組んで、お米・農産物・林産物、TPP 対策を講じていきたいということのようでございます。もちろん来年度予算でも対応策がとられるでしょう。そういった意味において、現在、高知県でも部長さん以下ですね、検討してどういう要望を新たな対策を国に出していくかということはやっておられることかと思えます。そういう中での議論でないと、資源計画が絵に描いた餅に終わることになるかと思えます。2年か3年前に40万 m^3 の素材を供給していたのが、今年は69万ぐらいになるということですし、今後とも尾崎知事が林業振興なくして高知県の発展はないと基本的な考え方でございますので、力を、人の面、色んな面で林業に力を入れていかれると思いますが、そういうことを踏まえて、是非とも県の担当におかれましてはこういった不確定因子を含みながら、実行可能な最大限の計画を今後やっていただきたいと。国のほう、県のほうで新たな施策を展開しないといけない点もございましてしょうけど、そういうことで、私のほうからは川下の高知県の一部を担当している者としてお願いしたいなということでございます。

(議長)

そういう要望でございますので、また、県のほうもご検討いただければと思います。岡本さんの質問が私もちょっとよく分からなかったもので、もう一回お願いします。

(岡本委員)

国の間伐の数量、これが m^3 になっていますよね。

材を出しましょうということでは m^3 になっているんですけど。ヘクタールいくらかの感覚で換算しているのか。その間伐に対する m^3 の関係はどのような計算でこの数字が出ているのかを聞きたいという話でございます。

(小川委員)

要するに、間伐の伐採面積と出材量ということですよ。だから当然のことながら、伐

採量とは違う訳ですよ、伐採量は立木材積ですから。だからそれから素材がどのくらい出たかということだと思えるんですけど、これはなかなか県も押さえてないかもしれませんね。立木材積は押さえられる訳ですけども、それがどのくらいの素材になって出てきたかということは。林齢によって違いますので、若齢級だと利用率は低いですし、高齢級になると利用率が高くなりますからね。県が押さえておられればということはない訳ですけど。

(岡本委員)

県が押さえるのは、各森林組合等で間伐材積がどのくらいかというのはある程度分かりますけど。国の算出根拠はどうなっているのかと。面積がこのくらいあって、この歩留りをかけたらこれくらいになるのだという、その数字がちょっと知りたいと。

(大野 林業振興・環境部長)

多分、ある齢級からある齢級の間は保育間伐ですから、伐り捨てた際の伐採材積を理論値上ヘクタールあたり何 m^3 として計算、面積をかけて計算。そしてそこから利用齢級に至ったときには、いわゆる30パーセント間伐をしたと想定して標準立木材積がこのくらいあるだろうということで、そういう立木を30パーセント伐った状態を理論値上、何 m^3 として計算しているはずですね。

(岡本委員)

搬出だけではなく、伐り捨ての数量も全国森林計画には入っているのですか。

(議 長)

切り捨ての数字も入っているということ。

(大野 林業振興・環境部長)

入っています。

(議 長)

私もちょっと聞きたかったんです。このいわゆる間伐の材積はですね、いわゆる立木の伐採した材積だと。だからそれが必ずしもその市場に出回った数字じゃないんだということとして理解すれば、この数字は比較的計算しやすいかなと。

(大野 林業振興・環境部長)

森林計画は資源保続の観点から作られていますので、現在資源量がどのくらいあるかという事です。

(議 長)

そういう計算であれば、除伐は当然この数字の中に含まれるということですね。それからどの程度いわゆる歩留まりを計算しながら出材した材積を計算するかという問題で、この出材歩留まりを高めれば、この伐採量に対する生産量が増えてくるということに、生産材積としてはですね。

(岡本委員)

それから国産材を50パーセントにするというのは、使える材積プラス切り捨ても入っているということですか。

(松本委員)

それに絡んでなんですけど、県の出された実績の部分も同じように伐り捨ての立木材積分も含まれているということなんですか。

(木材増産推進課長)

そういうことになりますね。

(松本委員)

13ページのところの実績のほうは言われた通り入っているということですか。あと

気になるのは、先ほど仰った間伐のところだと、林道の路網開設のときは帯状皆伐みたいになるということと、あと間伐率の問題もあると思うんですけど。もう一つは先ほど言ったサイクルですね。間伐の循環サイクルが5年に1回とかすごく短い。ちょっと高知ではもう少し長いと思うんですけども、そういったサイクルの問題が計算のときに大きい影響を与えると思うので、是非、県から国のほうへ問い合わせられるときには、そのあたりも確認を取っていただければと思います。

(堀委員)

話が行ったり来たりして申し訳ないんですけども、先ほど、小川さんからの話で TPP の関係で外材が安くなって、特に国内産が使われない、県産材が使われない時期に入ってくるんじゃないかということですが、例えば住宅を建てるにしても最近ちょくちょく出てきているのはツーバイフォーによる工法、それから柱の集成、梁の集成。これらも今、ありがたいことに県産材補助金で活用して我々は家を建てているんですけど、その制度で多くの工務店さんが対応されていると思うんですけど、そういった時代に入ってくると思うんですよ。ツーバイフォーないしは集成材の柱。というのは、いわゆるスギ・ヒノキのみだしでお家を建てられるっていうのは非常に建築基準法からいっても不利な部分が出てきています。建てたときの保険の優遇とかそういう措置がなかなか取れない時代になってきていますので、そういう意味もあってツーバイフォーとか集成材の柱に流れる傾向に今後出てくると思うんですよ。そのときに県産材の集成材で作ったお家とかツーバイフォーでやられることも今後出てくると思います。そのときにも県産材の補助金が利用できるように、活用できるような流れにさせていただけるのかなと思っておりますけれど。そういうことが起こりうる時代に入ってきていると思います。

(大野 林業振興・環境部長)

ご指摘のように、それこそガット・ウルグアイ・ラウンドの頃にアメリカからツーバイフォーを日本に入れようと、関税障壁を撤廃しようという形でツーバイフォーを日本で普及しようとしたんですけども、残念ながら木材乾燥の関係で十分ツーバイフォーの良さが日本の中で浸透しなかった。ここへ来てやっと、この国内外の木材製品がいわゆる工業

製品として流通する状況になってきて、最近、ツーバイフォーが急速に伸びているという状況になっております。ですから、県がしております木造住宅に対する支援というのは、県産材の需要を拡大しようという視点でございますので、工法がいかなるものであろうが一定の量をお使いいただけるものを支援するというスタンスは変わらないであろうと考えています。

(議長)

はい、よろしいでしょうか。他にご意見ございますか。

(宗崎委員)

お願いごとにも兼ねてなんですけれども、情報提供という形でお話しさせていただきたいと思っております。私、林災防協会というところに勤めておまして、そこでは林業で振動工具を使用される方の特殊健康診断というのを毎年11月頃に朝倉の国立病院機構高知病院の協力を得て実施をしております。今年度900名近い方が受診をしたんですけれども、皆さんから一人一人色んなお話を聞くことが出来ました。まず多かったのは、とにかく忙しい。それから、仕事が切れ間なくあるということでした。伐倒を専門に仕事をする日になりましたら、一人の人が搬出する材でしたら1日に60本～70本以上、それから伐り捨てたら1日に200本～300本以上チェーンソーで伐る日が続くということです。最近のチェーンソーについては振動がものすごく減っているということですが、それでも毎日これだけの木を伐っているということで、30歳くらいの方でも体が強張ったりですとか、指が痺れたりするというような症状を訴える方もいました。900名の内の全体の約5パーセントの方にあたる48名の方が振動障害の疑いがあるということで精密検査の対象となっております。

それから、最近、森林組合ですけれども特定JVというのを組んで事業を行っているのを時々聞きます。その方は3ヶ月くらいの仕事だったんですけれども、その森林組合さん、現場までの通勤時間が行き帰りで4時間近くかかるということで、通勤による肉体疲労が労働災害の原因にならないかということも心配しました。冒頭、大野部長さんが林業の担い手の問題ということに触れられていましたけれども、高知県の人口自体がどんどん減っ

ていると言われていく中で、労働力を確保するという、それから目標を達成するということは本当に並大抵の努力では出来ないというふうにも思います。

ただ、県にお願いしたいんですけれども、ただ数字だけに囚われてしまって今現在現場で働いている方にしわ寄せがいつてしまうということがないように、林業に従事している方の安全とか健康を守っていただきたいと思います。

それから、是非、UターンとかIターンをしてでも高知で林業の仕事をしてみたいというような環境づくりに必要な施策を、それこそ賃金アップに繋がるようなものも含めて県には対応を実施していただきますようよろしくお願いいたしますと思います。

(議長)

その通りだと思います。よろしくお願いいたします。生産量を上げるということ自体は重要な課題ですけれども、そのことが、労働力が増えないのに生産量を上げるということになると一人当たりの労働者に対する過労という問題が出てくる可能性がありますので、十分注意する必要があるかと思ひます。ごもっともな指摘であろうかと思ひます。

他に何かご意見ございますか。

(山崎委員)

山側の立場からお尋ねしますが、この地域森林計画を執行するためには、まだまだ補助金が必要です。森林組合から聞いた話ですが、平成27年度は造林補助金が不足して、次年度に繰り越してくださいと林業事務所から言われて困っているということです。今後、仕事に見合うだけの補助金を潤沢に構えていただけるのでしょうか。

また、搬出量の補助上限が今の90万^円から50万^円位に減らされていくように聞いております。そういうところを国に提言していただいて、事業をやり易い方向に向けていただき、地域森林計画を執行できるようにしていただけませんでしょうか。

(大野 林業振興・環境部長)

まず、この計画を担保する補助金の問題ですけれども、財布にいくらでもお金があればよろしいんですが必ずしもそうではないので。高知県のように40万^円を60万^円として

非常によく頑張っているところには、それ見合いの配分をしていただければなと思っておりますが、足りない分は県単でも注ぎ足しをしながら頑張っていきたいと。このところ盛り上がっている機運を冷まさないような、予算については国と県と合わせてなんとか構えていきたいというふうに考えています。27年度の最後の補助金について、一定森林組合さんとコミュニケーションが足らずにご迷惑をかけているというのは事実でございますので、これは大変申し訳なく思っています。来年度以降においては、計画と予算の配分が齟齬のないようにして、森林組合さんに余分なご迷惑をかけないように努力をしていきたいと思っております。

それから、間伐についてヘクタールあたり50㎡を上限とするということで、いろいろ林野の概算要求のほうで噂が流れてございましたが、一昨日の都道府県の担当者会の中では少しそれを見直しをして90㎡くらいまではいけるのではないかなというふうな感触を得ています。仮にそうならなかったとしても、14日に県の概算要求の概要が発表されますけれども、当部としては国が切り込んだ部分は県単で注ぎ足しをする考えで当初からおりましたので、その点については皆さんにご迷惑をかけないような形で措置をするつもりでございます。

(議 長)

時間となりました。まだご審議いただきたいと思っておりますけれども報告事項等もございしますので、その報告事項が終りまして、まだご意見がありましたらそのときに出していただければと思っております。申し訳ございませんがここで一応、審議事項につきまして事務局と検討させていただきまして正案を作りたいと思っております。

—小休止—

(議 長)

答申案を配布しておりますが、この答申案を事務局のほうで朗読していただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

(森づくり推進課長)

―答申(案)を朗読―

(議 長)

この内容でよろしいでしょうか。

(委員一同)

異議なし。

(議 長)

皆さん異議がないようでございますので、この通り答申することにいたしたいと思えます。

(議 長)

それではつぎに、議事後の報告案件につきまして事務局のほうから説明をいただきたいと思えます。

(治山林道課長)

―森林審議会の審議を要しない、林地開発許可事案及び保安林解除事案の内容を説明―

(議 長)

ありがとうございました。

只今の報告事項に関しましてご意見ご質問はありませんか。

(松本委員)

5の2の資料のところ公共用以外で牧草地への活用があったのですが、これは皆伐した後ですか、それとも林内放牧なのでしょうか。

(治山林道課長)

大川村が村内で牧畜盛んなのですが、全体に供給する為の牧草地を整備したいというものを公共事業で実施をするもので、あまり大きな土地の形質変更はありません。

ただ、一部は平たくしてあるところもございますが、当該面積を牧草地として整備をしたものでございます。

(松本委員)

木がある状態で、牧草を育てているのですか。

(治山林道課長)

違います。林帯はなく裸地になっています。

(松本委員)

はい、ありがとうございます。

(議 長)

他に何かございますでしょうか。

私のほうから一つよろしいでしょうか。先ほど、一番最初にお話ししたのですが、例えば自衛隊の施設を作るにあたって林地を開発していくことになりますが、これについては公共用ということで審議会にかかることもないのですが許可をするかしないかの判断は、どの辺りで。例えば林地開発した後の林地の崩壊や環境面の配慮などもあるのだろうとも思いますが、その辺はどこがどういう形で審議し許可をすることになるのですか。

(治安林道課長)

許可する基準として、土砂災害を起こさないような土地の形質変更、土砂の切り取りはこれくらいにしてくださいとか、盛土はこれ位の高さまででこのくらいの角度で等、土砂災害を防止する基準。それから水害を起こさない一定規模以上の通水断面の水路等を整備する。下流で利用する水の利用者というのはかなりございますので、こういったところで

迷惑をかけない対策は出来ているかと。

もう一点は、環境への配慮ということで、ある一定の区域を事業地とする訳ですが、その中で25パーセント以上は林帯を残してくださいとか。4つの基準に適合していれば、この判断は私どもの課で土木専門にやっている者が審査をして、手直しをさせ、基準を満たした申請を許可するという手続きを踏んでおります。

(議長)

これが保安林であったらどうなるんですか。審議会のほうにかかるんですか。

(治山林道課長)

保安林につきましては、それ以上の制限が法の中にありますので、ほとんどは農林水産大臣の指定でございますので解除につきましても国まで上げるといった審査をしたのちに、国のほうで了解をいただいて解除になるということになっています。

(議長)

結局、保全部会のほうで審議するような中身を事務局のほうでもちゃんとチェックして対応されているとのことですね。

他に何かご質問等ございますでしょうか。

(宗崎委員)

土佐清水市の大岐のほうで大規模な太陽光発電の設置が計画されているような話を聞き、地元の方はすごく反対してるという話も聞くのですが、もし県のほうに申請が上がってきた段階で地元は反対していても許可されるという可能性もあるということですか。

(大野部長)

かなり大きな面積ですので、かつて中土佐町で山を伐って碎石を採取する事案がございまして、県と業者の間で裁判に至るようなことがありました。それを契機に大きな土地の開発にあたっては県のほうで土地基本条例を定めております。事前に、十分地元の同意を

得てから事業に着手しなさいという前段階の処理があり、その上で林地開発の手続きということになるならば、林地開発とは基本的に国の機関委任事務ですから、先ほど、課長が申しましたようなことは事細かく決められておりまして、それに適合しておれば法律上は許可しなければならないということになります。

前段の処理の部分で新聞報道等でありますような状態でございますので、まだ県に対して何らかのアクションが来ている訳ではありませんので、県としては事態の推移を見守っているという状況です。

(議 長)

十分事前にチェックして許可をしたとしますよね。それでも不測の事態で土砂の崩壊が起こるとか、あるいは環境に対する問題が起こるとかというような場合、その責任とか対応はどのようになるのですか。

(治山林道課長)

許可をするにあたっては、許可書の中にそういった場合は事業者の責任において解決せよという附記をつけて許可をしていますので、基本的に間に立つことはありますが事業者の責任で回復させるということになっています。

(議 長)

ありがとうございました。他に何か開発等にかかわったことばかりだけでなくかまいませんので、もう最後になりますので、是非、このことはお聞きしたい、お尋ねしたいことがありましたらお願いします。

(堀委員)

前にも言ったことがあると思いますが、山の環境のことで、例えば我々が今住んでいる平地、住宅街、所在不明の空き家がいっぱいあります。それと同じように山のほうでも所在不明の山。山と言ってもほんの小さなスペースかもしれませんが、当然あると思うんですよね。私ごとなんですけど、おじいちゃんが持っている山が香北町にあるんですけど、息子

に伝承されていなくて。10年くらい前に見に行ったのですが、ほんの猫の額ぐらいの山です。そのような山が高知県下たくさんあると思います。そういったところを森林簿できちっとチェックされていると思いますが、そのときに連絡が取れないとか、その山に関わることがないようなところを今の時期を外してはなかなか整理がつかなくなるような時代になると思うのですが。そのことを森林組合でもつか、市町村でもつか。前に市町村でもつと言ったら怒られたことがあったのですが、そうしていかなくてはならない時期に来ているのではないかと。その山を買い取るにしても皆さんお金がないだろうから、国に山の環境保全という名目で補助金をつけてもらって整備されたらどうかなと思います。整備するとき、今も林業学校の若手が来年から育ってくると思いますが、働く場所の提供にも広がっていく訳ですから、その様なことを是非お願いしたいと思っております。難儀な話をしてすみません、お考えをお聞かせください。

(森づくり推進課長)

ご指摘の点、重々理解しているところでございます。不在村地主の問題ですが、昭和45年に13.6パーセントだったものが平成17年度には23.8パーセントと、確実に増えているという実態がございまして、不在村地主の増加につきましては、先ほど、委員からもご指摘がありましたように適正な森林管理を行う上での、阻害要因になっており、県におきましても市町村等とも連携しながら国土調査の情報等も元にし、森林所有者情報の整備を進めているところでございます。ただ、このような土地につきましては権利関係がありますので、そこの整理が一定必要かと考えております。

今、国土交通省が事務局となり、「所有者の所在の把握が難しい土地への対応方策に関する検討会」を4月からスタートさせています。この7月に中間の取りまとめが行われていますが、それによりますと年内を目処に公益性と所有者の権利制限に関する考え方を一定明らかにするとともに、国土の適切な管理についても問題提議を行うとなっております。

ですので、国の検討結果も参考にして、県として今後どのように取り組んでいくかについては、慎重に検討して参りたいと考えています。

非常に貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。

(議 長)

はい、よろしいでしょうか。

その様な取り組みをしているということでございます。

他に何かございますでしょうか。特に無いようでしたら、この辺でこの会を終わらせて
いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(一同)

はい。

(議 長)

どうも、皆さんいろいろとご審議、熱心にご意見いただきまして、ありがとうございます。
した。

それでは、予定されておりました議事は以上でございますので、これをもちまして本日
の審議会は終了したいと思います。

—閉会—